

# 長良川河口堰建設反対運動における「分裂」の構成

## —岐阜県 X 町の事例から—

足 立 重 和

### I はじめに

環境問題が生じている場においては、どこでもそうであるが、開発反対側も通常は一枚岩ではない。反対側もさまざまなグループに分裂し、それぞれが自己の主張をはじめる。それが第三者には当該の環境問題の争点をいっそう不分明なものにさせる。本稿の対象とする長良川河口堰建設反対運動も、その運動自体がなにやら不分明な印象を一般に与えていると思う。そこで、本稿では以下のような分析視角をもって、その不分明にさせている一端をやや記述的に明らかにしようと思う。結論はやや全体の特徴のまとめのような印象を与えると思うが、それは記述的な面に関心を持っているためである。

すなわち、本稿の具体的な問題関心は、「運動が分裂する」という事実は一体何なのかを探求することにある。社会運動の研究者は、そのフィールドにおいて運動が分裂するという事実をよく耳にする。また、運動が分裂するという事実は、一般的に(特に運動を担っている人々のあいだで)「よくあること」として認識されている。にもかかわらず、従来の社会運動論あるいは住民運動論にお

いて、運動の分裂を主題にした研究は、運動の形成を主題にした研究よりも数少ないのではないだろうか。従来の社会運動論において、運動の分裂は、ただ単に研究者(特に社会学者)によって様々な運動の展開過程の一部として断片的に記述されているのみである<sup>1)</sup>。

運動の分裂を主題にした社会運動論的な文献は数少ないのだけれども、運動の分裂に対する従来の社会運動論的アプローチは、以下のように考えられるだろう。すなわち、運動の分裂という事実が、唯一で・客観的に・「既にそこにある」かのように捉え、そのような分裂の事実をもとに「なぜ分裂が起こったのか」という問い合わせ立てて、分裂の原因を探究するというアプローチである。そして、このようなアプローチを採用した社会学者は、分裂の原因を既に分裂した複数のグループ間の「運動理念」「利害」などの違いから説明し始めるだろう<sup>2)</sup>。

だが、もし「事実が、話したり・表象したり・認識したり・考えたりするという状況づけられたコースを通じてのみ利用可能となる」[Pollner, 1987: 26] のであるならば、運動の分裂という事実も唯一の・客観的に・既にそこにあるものではなく、個々の運動の成員による具体的な実践を通して

- 
- 1) 例えば、運動の分裂を断片的に扱ったものとして松原・似田貝 [1976]、神谷 [1983]、鵜飼 [1992] などの研究がある。また、運動の分裂を主題に据えた研究として堀川 [1989] がある。なぜ本稿が運動の分裂を研究するのかといえば、運動の分裂は運動の成員による新たな言説、活動、戦略をうみ、それらを媒介にして新たな組織が形成される一つの契機になっているのではないかという筆者の仮説にもとづいているからである。本稿はその第一歩であると考えている。
  - 2) 例えば、「新しい社会運動」論の立場にたつ、運動の分裂を主題にした堀川論文においてもこのような記述がみられる[堀川、1989: 120]。この論文において堀川は、「・・・広範な支持を得た〔小樽運河〕保存運動がなぜ自ら分裂・崩壊していくのかが、最大のテーマとなる」[堀川、1989: 112] という課題を設定している。彼は、その分裂要因として、①運動理念の変遷と②リーダーシップをめぐる激しい対立を挙げ、それらが「感情的対立」を引き起こし分裂に至ったと記述・分析している[堀川、1989: 122-125]。

じてつくられるはずである<sup>3)</sup>。このような事実認識を前提として運動の分裂にアプローチする方法は、従来の社会運動論者が行うであろう分裂原因の探求とは根本的に異なるものである。なぜならば、後者の分裂原因の探究は、社会学者の説明を「分裂の本当の原因は何なのか」という原因帰属へと向かわせてしまうからである。つまり、分裂に関して「本当に何が起こったのか」[Pollner, 1987 : xi] を存在論的な実体として特定せざるを得なくなる。しかし、たとえ研究者が運動の現場に立ち会えたとしても、「本当に何が起こったのか」を特定することが可能なのであろうか。

そのような疑問を前提として、本稿では、異なるアプローチとして「運動の分裂」という事実それ自体を説明されるべき現象として設定したい。そこで、筆者は、分裂について「本当に何が起こったのか」や「分裂の原因は何か」を当面は問わないこととし、分裂したそれぞれのグループの成員から発せられた言説を相対化し、両方のグループの成員から「脇に立つ」[Gusfield, 1984] 視角で彼らの分裂についての語りを分析したい<sup>4)</sup>。つまり、本稿は、運動の成員がいかにして「分裂」を語るのかという語り方・語る過程に焦点を当てている。そこで、本稿の目的は、①「運動の分裂」という事実は唯一の・客観的に・既にそこにある

ものではなく、人々の語りによって構成されるとということと、②分裂が語りによって構成されるのであれば、その際に人々はどのような語りを分裂の根拠として語るのか<sup>5)</sup>を、岐阜県 X 町での長良川河口堰建設反対派分裂の事例から明らかにしたい。

## II X 町<sup>6)</sup>の長良川河口堰建設反対派の概略

本稿のいう X 町を中心に活動している長良川河口堰建設反対派とは「長良川を守る会」(以下、川を守る会)を指している。まず、本題に移る前に、この会がどのような活動を行ってきたのかを概観しておこう。

X 町における長良川河口堰建設反対運動の歴史<sup>7)</sup>は、1988年「川を守る会」の成立に遡る。「川を守る会」は、河口堰建設着工がおこなわれた数ヶ月後に全国的な運動を展開している「長良川河口堰建設に反対する会」(以下、反対する会)代表の W 氏が地元のある釣りクラブに話をもちかけたことから始まった。その後、この町の様々な人々が加わっていく。この会が全国的な河口堰建設反対派の象徴的運動として頭角を表したのは、「漁協補償金拒否署名」(1990年)と X 町の有権者の過半数以上の署名を添えた「長良川河口堰建設一

- 3) このようなアプローチは、広義において構築主義 constructionism と呼ばれている。この名称は、「社会問題研究、科学社会学、社会心理学、精神医学、人口知能研究など、数多くの分野で用いられている」[中河、1995 b: 199]。例えば、社会問題研究における構築主義的アプローチ [Spector & Kitsuse, 1977 = 訳、1990] は、「社会問題が存在論的にある」という主張や「ある人々の一定の合意」という価値や規範をエポケーし、抽象的な社会の状態として社会問題に言及することを行わず、人々が想定した状態に対してクレームを申し立てていく社会問題構築過程に注目する [足立、1994 : 107]。本稿は、広義の構築主義的アプローチをあるローカルな運動の分裂に用いた民族誌である。ただし、本稿の主題は、「社会問題」ではなく「運動の分裂」にある。
- 4) 構築主義の「脇にたつ」視角についての筆者の見解は、足立ほか [1993] を参照していただきたい。
- 5) ここでいう根拠とは、運動の成員が運動の分裂という選択について「理にかなったもの」であることを第三者に説得するためのレトリックと考えることができる。構築主義者の一部は、「いかにして人々はクレーム申し立てによって社会問題を構成するのか」という過程を経験的に研究する際、クレーム申し立てにおいて生起する日常言語的な資源としてのレトリックに着目するようになった [Spector & Kitsuse, 1977 : 85-95 = 訳、1990 : 134-149; Gusfield, 1981; Best, 1987; Ibarra & Kitsuse, 1993; 中河、1995a]。本研究も、このような研究史上に位置づけることができる。ただ、筆者は、以前レトリックを日常言語的な資源と捉えることに異論を唱えたことがある [足立、1994]。本稿は、積極的ではないにせよ、構築主義のレトリック概念の再構成を念頭に置きながら本研究を進めている。
- 6) 岐阜県 X 町は、岐阜県のおよそ中央部に位置しており、長良川河口からおよそ 100キロ上流にある。なお、本稿では、運動を担っている人々にとってあまり名誉でない「運動の分裂」という主題を扱っているため、X 町における団体名は仮名にしている。
- 7) X 町での長良川河口堰建設に対する反対運動は、1988年以降に設立される「川を守る会」以前にもあったという。それは、流域の漁協を中心とした漁業権をめぐる反対運動であった。X 町と隣接する村を統括するある漁協もこの運動に参加していた。運動の主な戦略は裁判闘争であったが、その後訴訟を取り下げている。

時中止の決議を求める請願」(1991年)がきっかけとなる。この会は、これらの活動によってマス・メディアの注目を集めた。

ただ、この会は、マス・メディアが取り上げそうな活動ばかりをしているわけではない。この会は、地元に「河口堰建設反対」を理解してもらうために地域奉仕的で、比較的「地味な」活動も行っている。例えば、ほぼ毎月1回、会の有志が集まってX町に流れ込む長良川支流を中心に清掃するという「川そうじハイキング」や、鮎やサツキマス以外の雑魚の生態を調査する「観察会」などがある。

また、この会の意志決定は、約15名ほどの実行委員を中心に担われていた。だが、地元への奉仕活動以外のほとんどの事業・企画（例えば、全国規模のデモ）は、「反対する会」の代表W氏が指令を出し、それを当時会長のA氏が受け取り、実行委員に伝え、実行に移された。ときには、それらの事業や企画は、世話人（B氏が代表世話人）と呼ばれる人々の承認を得て実行に移されていたという<sup>8)</sup>。

### III リアリティ分離としての「分裂」

全国的な河口堰建設反対派にも注目され、地元への奉仕活動も地味ながら軌道に乗ってきた「川を守る会」は、一見順調な活動をこの5年間行っているかにみえた。ところが、ある会員の話によれば、1993年の6月頃に「川を守る会」は、従来の名前を引き継ぐ「川を守る会」（以下、新・川を守る会）<sup>9)</sup>と、そのときまで「川を守る会」会長であったA氏が率いる「X・清流スクール実行委員

会」（以下、清流スクール）の2つのグループに分裂したのだという。

では、両方のグループの成員は、いかにして「川を守る会」の分裂という事実を語ったのか。おおまかに言えば、両方の成員は、「町長選挙出馬問題がきっかけとなって分裂した」という点で一致している。ここでいう町長選挙馬問題とは、当時会長のA氏が「川を守る会」の名を借りて町長選に出馬を試みたことに対して賛成／反対に意見が別れたことを指している。「新・川を守る会」側は会として町長選出馬に反対の立場であり、一方の「清流スクール」は賛成であるという。以下では、「両方のグループの主要な成員がいかにして分裂に至る経過を報告するのか」を要約的に記述する<sup>10)</sup>。以下の2つの報告からわかることは、両方のグループの報告がお互いに食い違っていることである。まず、選挙に賛成している「清流スクール」で活動している成員たちは、こう報告した。

**【報告1】**「川を守る会」が分裂する直接のきっかけは、「川を守る会」元会長であるA氏のX町町長選挙（1993年12月実施）出馬問題である。まず、事の起りは1993年2月頃に遡る。かねてから長良川河口堰建設反対運動にとって自らの反対を表明する手段の一つとしてX町長選を位置づけていたW氏は、1993年2月の東京でのイベントで当時「川を守る会」会長のA氏に町長選出馬を要請したのだ。一方、A氏は、最初この要請に対して地元町内に住む他の候補を擁立することでそれに応えようとした。しかし、適当な人材がいなかったため、考えた挙げ句に彼自身が選挙にうってでる決意を固める。

- 
- 8) 「川を守る会」の会員数は、現在約420人である。その内訳は、世話人6（うち、代表世話人1）、実行委員15（役職付きを含める）、一般会員約400（町内150と町外250、特に町外会員の内訳は県内100、県外150である）で成立っている。世話人とは、会の意志決定に関して助言を与える役割をもつ。彼らは、地元の人々のあいだでも通称「長老」とか「顔役」とも呼ばれ、様々な機会に助言を求められるという（ただし、すべての町の顔役・長老が「川を守る会」の世話人ではない）。特に、代表世話人であるB氏は、「川を守る会」の「顔」であるという。B氏は70代後半で、彼の子供の世代でこの町に移り住んで4代目にあたる。ただ、「長老」とは、家の格で決まるものではなく、また一定の年齢をすぎると「長老」として迎えられるわけではない。それは、「尊敬できる年長者」という意味が強い。
  - 9) ここで「新・川を守る会」としたのは、分裂以前の「川を守る会」と区別するためである。実際は、そのままの名称である「川を守る会」である。
  - 10) 要約した報告とは、「清流スクール」と「新・川を守る会」のそれぞれのグループでよく聞かれた（よく流通している）報告の「型」のことである。これらの報告は、筆者がそれぞれの成員とのインタビューをもとにまとめたものである。注25も参照されたい。

その後、A氏は、会の実行委員にこれを報告した。「川を守る会」の実行委員内部では、選挙戦出馬について賛成／反対の両意見が入り乱れるが、1993年4月の総会において「町長選挙を積極的にとり組む」という方針がとられた。これに対して、参加していた実行委員や一般会員からの反対意見は全くなかった。ところが、いったん選挙戦出馬の決定が下されたにもかかわらず、「実行委員会」の会合あるいはインフォーマルな集まりにおいて代表世話人であるB氏を中心とした約半数の実行委員から出馬反対意見が出され、再三にわたる話し合いがもたれた。そこで、町長選挙出馬賛成／反対の両派は、一旦実行委員レベルでA氏選挙戦出馬について多数決で決着を試みた。結果は、一票差（7対6）で選挙戦出馬賛成に傾いた。だがその後、代表世話人B氏を中心とする約半数の実行委員が、出馬の決定を無効にするよう求めてきた。その後、賛成する実行委員は、「川を守る会」に籍をおきながら会の名前を使わずに選挙戦に出るという譲歩案を出したが聞き入れてもらえない、「選挙に出るならば会を出ていけ」という声もあった。それで、われわれは、「川を守る会」を追い出されたのだ。それで、「清流スクール」をつくった。

一方、選挙に反対している実行委員からなる「新・川を守る会」のメンバーたちは、分裂の事実経過についてこう報告した。

【報告2】「川を守る会」が分裂する直接のきっかけは、元会長であるA氏のX町町長選挙出馬問題である。まず、事の起りは1993年2月頃に遡る。われわれは、東京の河口堰建設反対派の人との何気ない会話のなかから「A氏がX町長選出馬の宣言をした」ことを突然知らされた。それは、長良川河口堰建設反対運動にとって自らの反対を表明する手段の一つとしてX町長選を利用しようとしていたW氏が地元の「川を守る会」に連絡することなく、1993年2月

の東京でのイベントで当時「川を守る会」会長のA氏に町長選出馬を要請したことだった。A氏も、W氏の要請に応じて選挙にうってかかる決意をした。1993年4月の総会では、選挙戦に対してとりあえず「町長選挙を積極的にとり組む」という方針がとられた。この方針は、町長選を「どう考えればいいのかな」という程度のものでだった。ところが、選挙に賛成するA氏側は「実行委員会」の会合あるいはインフォーマルな集まりにおいて強行に出馬を推進してくるので、再三にわたる話し合いがもたれた。賛成／反対の両派は、一旦、実行委員レベルでA氏選挙戦出馬について多数決で決着を試みた。われわれの推察では、「川を守る会」内部において選挙戦出馬について反対の意見が優勢であった。ところが、地元出身でないW氏による介入・策略によって一票差で選挙戦出馬賛成に傾いた。なぜW氏の介入・策略があったとわかったのかと言えば、選挙戦出馬にかんする一連の話し合いに参加していない者が賛成票を投じたからである。よって、この決定には従えないでの、われわれは、「川を守る会」の会則に従って選挙に賛成であるA氏に対し「臨時総会」の開催を申し入れた<sup>11)</sup>。選挙反対派は、この「臨時総会」の場において強引な会長A氏の選挙戦出馬について異議を申し立て、議論を闘わせる用意があった。ところが、A氏を中心とする賛成派は、突然会を出でていってしまった。

ここで両者の報告を比較してみると、2つの報告それぞれに共通する主要な出来事が4つある。それは、①W氏による出馬要請、②「川を守る会」総会、③実行委員会での多数決、④選挙賛成グループと反対グループの分離の4つである。では具体的に両者の報告を比較しながら、彼らが報告する個々の出来事を詳細にみてみよう。

①W氏による出馬要請 「清流スクール」側の報告によれば、W氏は、1993年2月頃にX町の「川を守る会」会長A氏に出馬要請をしている。

11) 「川を守る会」の会則第27条2項にはこう明記されてある。「会議を構成する会員または実行委員の五分の一以上または監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、会長はその会議を召集しなければならない」。【報告2】でいう「臨時総会」の開催の申し入れとは、この条項に基づいているものと思われる。

この出馬要請は、「かねてから」という表現があるように以前から既に決まっていた、当然の帰結として報告されている。また、W 氏の要請を受けた A 氏の態度は、迷って挙げ句に出馬を決断したというニュアンスが強い。一方の「新・川を守る会」の報告においては、「突然に」それも「何気ない会話のなかから」町長選挙のことを知り、しかも地元である会の実行委員が何も知らされていなかつたことに驚いたという。また、「新・川を守る会」の成員は、選挙戦に対する A 氏の態度に関して積極的に推進しているように報告した。

②「川を守る会」の総会 「川を守る会」の総会は、年1回おこなわれ、そこで会の1年間の方針が決まるという。ここでの食い違いは、「町長選挙に積極的に取り組む」という議事についてである。「清流スクール」側によれば、「町長選挙に積極的に取り組む」という議事は、世話人、実行委員、一般会員のあいだで特に反対意見もなく承認され、会の方針として決定されたと主張する。一方、「新・川を守る会」側の報告によれば、「積極的に取り組む」とは、「町長選挙をどのように考えればいいのか」であり、会の方針として前向きに検討するという意味以上のものはないと解釈している。

③実行委員会での多数決 賛成／反対派は、選挙戦出馬について再三にわたって議論を重ねたという。しかし、話し合いによる結論は出ず、ついに実行委員レベルでの多数決によって選挙戦出馬かどうかが決められることになった。その結果、1票差で出馬賛成の決定へ傾いている点では一致している。「清流スクール」側の報告によれば、この後選挙に反対する「新・川を守る会」側の人々が、一旦決定したことを白紙に戻すようにと要求したという。ここで「清流スクール」側の成員は、「新・川を守る会」の成員に対して、一旦正式に決まった会の決定をひっくり返す「だだっ子」のようだ、あるいは自分たちの意のままにならないので「感情的」に振る舞っているのだと評している。一方の「新・川を守る会」側の成員は、実行委員会での多数決自体が W 氏と A 氏らの「策略」によるものであるから無効であると主張する。その根拠として、彼らは、多数決の前日に W 氏らが X 町を訪れて選挙賛成に一票を投じようとした

ことや、一連の「ふだんの話し合い〔実行委員会〕に一度も来たことがない者」が選挙賛成に一票を投じたことをあげている。彼らにしてみれば、選挙戦出馬か否かの決定を一度きりの多数決で押し切られることは、それまでの再三にわたる話し合いは一体何だったのかと問いかげざるを得ないという。彼らは、「清流スクール」側の成員を「非常識」あるいは「W の操り人形」と評している。

#### ④選挙賛成グループと反対グループの分離

「分裂」という事実には、「どちらのグループが会から追い出されたのか」あるいは「どちらのグループが会から出ていったのか」という問い合わせ常につきまとう。「清流スクール」側によれば、「選挙に出るならば会を出ていけ」という声を受けて「追い出され」、「清流スクール」を新たに組織したと主張する。一方の「新・川を守る会」は、会則に従って A 氏に対し「臨時総会」を開くように求めたところ、突然に会を「出ていってしまった」のだという。

ここで注目すべきことは、先程も触れたように「川を守る会」の分裂の事実経過について、両方の成員による語りが食い違っていることである。分裂の事実が客観的に存在するという立場に立つ研究者は、もし仮にどちらの報告が本当に「川を守る会」の分裂を報告しているのかいう選択に迫られたとき当惑せざるをえない。M. ポルナー [Polner, 1975; 1987] は、この当惑させるような出来事を「リアリティ分離」(reality disjunction) という言葉で言いあらわしている。リアリティ分離とは、もし人々のあいだで「世界は客観（客体）的リアリティとして唯一つかない」という常識的仮説が与えられているときに、世界についての相反する複数の認識（あるいは経験）があるときの出来事を指す。リアリティ分離の存在は、相反する経験をもつ人々それが自己の世界認識に依拠してそのリアリティの「正しさ」を主張するゆえにコンフリクトを引き起こす。ここで研究者は、全くの部外者の立場にもかかわらず、相反する2つの報告を無理やりにでもどちらかが「正しい報告」でどちらかが「誤った報告」と判定すべきなのだろうか。

## IV 合理性と非合理性<sup>12)</sup>の呈示

ただし、「本当に何が起きたのか」を探し求め研究者に従うのではなく、ポルナーの示唆に従えば<sup>13)</sup>、筆者には、両方のグループの成員自身が（上述した研究者と同様に）分裂という唯一の・客観的で・既にそこにある事実をめぐって「本当に何が起きたのか」を言い争っているように見える。例えば、③の「実行委員会での多数決」について言えば、両方のグループの成員が使った「だだっ子」や「感情的」あるいは「非常識」「操り人形」などの言葉は、相手の立場を貶めるために使われた語彙であって、それらの語彙が「本当に当てはまるかどうか」について研究者は判定することができない。また、研究者がそれらの語彙を洗練された社会学的概念に置き換えたとしても事態は変わらない。そうではなく、両方のグループそれぞれの報告者は、それぞれの報告のなかで自分たちのグループがいかに「理にかなった」「わけのわかる」ものであって、他のグループがそうでないかを筆者（第三者）に向かって説いているのである。さらに彼らは、分裂の事実報告において「自分たちは合理的である」という定式を支えるための根拠として選挙が自分たちの運動理念にどう位置づけられるのかを語る<sup>14)</sup>。と同時に彼らは、「相手方は非合理的である」という定式を支えるために、なぜ相手方が選挙賛成／反対という「わけのわからない」決定をしたのかを分析し始める。この動機の分析によって、それぞれの成員

は、「わけのわからない」相手の行動を「わけのわかる」ものへと変換する。

では、「清流スクール」側の成員は、町長選と自分たちの運動理念との関係についてどのように語ったのだろうか。彼らは、今までの署名・デモ活動の流れから町長選の参戦を当然の帰結と考えているという。彼らは、この運動がもう既に啓蒙活動や署名活動の時期を脱して、選挙を戦う段階に来ていると主張する。彼らによれば、運動はある程度政治に踏み込んでいかなければ、この状況はいつまでたっても変わらないという。そこで、彼らは、今回の町長選が河口堰建設の是非を問うのに絶好の機会であると解釈している。もし町長選に当選し A 氏が町長になったときには、運動自体が「環境保全型」のまちづくりを政策レベルから実行することができる。ただ、彼らの町長選挙における当落についての捉え方は「新・川を守る会」とは異なり、「立候補することに意義がある」「当落関係なく民意を問う」というような「抵抗の意志表示」を目指したものとなっている<sup>15)</sup>。このような選挙に対する捉え方は、W 氏を中心とした全国的展開をみせる「反対する会」の活動のなかに位置づけられるという<sup>16)</sup>。

では、彼らは、「新・川を守る会」の成員が主張する選挙戦出馬反対の理由をどのように分析しているのだろうか。彼らの分析はこうだ。選挙に反対する「新・川を守る会」の成員たちは、「ムラの閉鎖性」「田舎の古いしがらみ」に配慮しすぎているのだ、と。つまり、「新・川を守る会」の人々が「河口堰反対」を訴える町長候補 A 氏の選挙協力

- 12) ここでいう「合理性」とは、「わけのわかる」「理にかなった」という意味で用いている。一方、「非合理性」は、「わけのわからない」「理にかなわない」と同義である。ただし繰り返しになるが、本稿では「本当に合理的か否か」という問題に関心はない。また、ここでいう「合理性／非合理性」は運動の成員にとって「正しい／誤っている」という意味あいも含んでいるようなのだが、この点については改めて検討することにして、本稿では暫定的に「合理／非合理」という概念を用いたい。
- 13) ポルナーによれば、リアリティ分離を解決する最終手段は、相手の世界経験に比べて自分が尊重する世界経験の方が優れていることをうまく広めることである [Pollner, 1975 : 421; 1987 : 80 = 訳、1987 : 61を参照、ただし訳のままではない] という。
- 14) ここでの運動理念は、個々人にとって運動をおこさせる「動因」としてあるのではなく、あくまでも「トピック」としてあるにすぎない。
- 15) しかし、その後、彼らは町長選出馬を断念した。彼らは、その理由として、当時の日本新党を中心に「来年度の河口堰の予算を凍結する」動きが出てきたので、このような状況のときに負ける選挙はできないことと、地元で選挙母体をつくれなかったことを挙げている。
- 16) 現在、「清流スクール」は、W 氏の協力・指導のもとで河口堰建設反対だけでなく、全国的に進行している建設省主導の河川行政を根本から問いただす活動と、さらに同時並行して X 町の「まちおこし」を考えるといった活動とを推し進めているという。

をすることは、彼らの親戚縁者が別の候補を推しているとき、彼らに葛藤を引き起こす。より具体的に言えば、彼らは、「自分の本当の気持ちとしては A 氏を推したいんだが、親戚縁者が別の候補を推す。もし推さないと親戚縁者との関係がますくなる」から選挙に反対しているんだ、と。「清流スクール」の成員は、恒常に「ムラの閉鎖性」「田舎の古いしがらみ」があり、それらが自分たちの意見を主張する権利を奪っていると感じている。「清流スクール」の成員は、残った「新・川を守る会」の成員に対して「ムラの閉鎖性」「古いしがらみ」を断ち切って選挙に参戦しようと呼びかけたが、聞き入れてもらえなかっただという。

一方、町長選出馬に反対している「新・川を守る会」の成員は、町長選出馬と運動理念の関係をどのように語ったのか。それには、聞き取りから大別すると以下の 2 つがある。まず第 1 に、「河口堰は町長選に結びつかない」からという理由である。これは、運動の戦略面を考慮した意見である。つまり、「新・川を守る会」の成員は、X 町長選は当然 X 町民だけが投票するものだから X 町民にとって「河口堰反対」では候補者を選ぶ基準にはならないので、おそらく負けるだろうという予想をたてる。町長選の敗北は、この 5 年間せっかく地道に地域の人々に「河口堰反対」を訴え、一部根づかせてきたという努力を「無」にしてしまい、会を衰退させてしまう、と。2 つ目は、根本的に「選挙あるいは政治活動と運動は別という考えをもっている」という主張である。例えば、代表世話人の B 氏は、「運動は日常生活だ」と言い切っている。つまり、B 氏の考えからすれば、運動というものは、日々の生活そのものに根ざすべきであり、町長などになって政治の力を借りて「上から」運動を起こすべきではないという。

また、「新・川を守る会」の人々によれば、「清流スクール」側が選挙戦出馬に賛成することに「わけのわからなさ」を感じるという。なぜならば、X 町長選は、X 町の人々だけが考える問題であって、全国的な河口堰建設反対運動の戦略として位置づけられないからである。彼らは、A 氏を

中心にした選挙賛成派の人々の「わけのわからなさ」をこう分析する。つまり、A 氏が河口堰建設を止めるために強引なやり方で X 町長選に出馬しようとする動機は、「自分が目立つため」「自分の名を売りたがっているから」であり、W 氏とともに「全国にある河川の開発反対運動を支配しようとするからだ」という。

以上のように、それぞれのグループの成員は、「自分たち=合理的／相手方=非合理的」という定式を支えるために自分たちが認識した分裂の事実を報告し、自分たちの選挙にまつわる運動理念を語り、「わけのわからない」相手方の行動の動機を分析したといえる。これらの成員たちによる報告・語り・分析によって、「川を守る会の分裂」は、その場その場において認知的に構成されるのである。

## V 「近接」ルールの利用による合理性と非合理性の呈示

だが、両方の成員は、IV で述べたような報告・語り・分析以外の方法でも「自分たち=合理的／相手方=非合理的」という定式を支えながら、今・ここにおける「川を守る会の分裂」を構成しようとした。本節で述べるその方法は、筆者が両方の成員との度重なるインタビューにおいて相手の立場を貶めるために用いた語彙（特に「感情的」「だだっ子」「非常識」など）についてさらなる体系的な説明を求めたとき出現した<sup>17)</sup>。例えば、「新・川を守る会」側の成員（B 氏の長女）は、A 氏についてこう語っている（以下、〔 〕は筆者補足）。

【語り 1】Aくんって、やっぱり外様大名みたいなもんや・・・だって、Xへ帰ってきてまだ 5 年でしょ、小学校の時ちょっとおったくらいで、全然町内のつきあいもないし、友達もないし、同級生とのつきあいも全然せんし、・・・おまけに一人っ子やしな・・・〔彼の〕嫁さんはこっちの人やないし、だいたい、

17) ここで、筆者は、両方の成員から分裂の事実報告・運動理念の語り・相手方の動機分析を聞き取った後に「『だだっ子』（あるいは『感情的』や『非常識』）とはどういうことですか」と質問を発している。この質問によって体系的な説明を求めた。

あのー川を守る会の会議でも、私に向かって「私、こう田舎の古いしきたりって大嫌い」・・・なんやこりゃと思ったけど。

ここで取り上げたいことは、元「川を守る会」会長で現「清流スクール」のリーダーである A 氏には X 町での友人が本当にいたかどうかということではない。そうではなく、この語りから注目されるのは、「新・川を守る会」の人々にとって A 氏の「川を守る会」での活動をも含めた町でのつきあいが認知されていないこと=顔が知りていないことや、A 氏と彼の配偶者がそのようなつきあいを敬遠していることが問題視されていることである。

一方、「清流スクール」側のある成員は、【語り 1】のような発話を A 氏に対する「悪口」と位置づけ、こう語った。

【語り 2】 私に言わせればどうしてこんなことを、というようなことなの、なんでもないことなの、要するに、全然足しげく B 家に出入りしないとかね、B 家の懇意にしている K という喫茶店にも顔を出さないとかね、大事にするところをしていないとかね、あまりにも何でもないことだから言いたくない。[中略] もちろん、A さん自身がそういう L [B 氏の長女のスナック] でたむろするというおつきあい、ほんとされてなかつたからね、シャットアウトしてみえたから、そういうこと気に入らなかつたのかしらね。

この成員の語りには、2つのポイントがある。1 つは、「新・川を守る会」の成員からの「悪口」が問題にしていることは、A 氏が B 氏の自宅や行きつけの喫茶店、B 氏の長女が経営するスナックなどに「顔を見せない」ことである。2 つ目は、それに対して A 氏自身も「顔を見せる」ことを意図的に拒否しているということである。

ここまでを少しまとめると、「新・川を守る会」と「清流スクール」の両方の成員は、「顔をつきあわせなければならない」というルールの存在を推論していることがわかる。筆者は、このルールに

「近接」<sup>18)</sup> という言葉を与える。ここでいう近接とは、「空間的に近い距離を保つこと」という意味である。彼らによれば、X 町の人々は、この近接を日頃から遂行できる社会的環境にあるという。その環境とは、例えば、喫茶店、飲食店などの具体的な場であったりする。そこで X 町の人々は、何気ないおしゃべりをしたり、うわさ話をしたり、町であった出来事について情報交換する。また、X 町の人々は、「顔をつきあわせること」を重ねる（蓄積する）ことによって、会話している相手に対して「気が合う」ことができたり、「親しくなれたり」、お互いに「この人は○○という考えの持ち主だ」と推察することができるのだという。このことは、運動内の社会関係だけでなく、運動外の人々にも当てはまる。例えば、B 氏の長女の話ではこう語られている。

【語り 3】「A って、どんな人や」とか「どこの人や」という訊かれるんで、「たまには喫茶店覗いたりとか、そういうことしなあかんで」ってそういったけれども全然そういうことやらなんだ。「あの子はうち [川を守る会] に協力する店やで、たまには B で [B 氏の名前を出して] 行ってやって」嫁さん連れて、私、紹介したりしてやったけれども、ぜんぜんいっとらんみたいやし・・・。そういうことを含めて「田舎の古いしきたりはいやや」そういう考え方あるんかな、と。

この語りでは、ふだんからの町の人々との近接も怠っていることが問題になっている。この語り手（B 氏の長女）は、A 氏による近接の怠りの蓄積が「意図的なものである」と断定している。特に【語り 2】から、X 町の人々は、この近接を「川を守る会」代表世話人のような重要人物に対して頻繁になされなければならないことがわかる。彼らによれば、X 町の人々は、代表世話人 B 氏のことを「長老」とか「顔役」などと呼んでいるという。この「長老」「顔役」というカテゴリーは、町において顔がよく知られており、趣味、職業などのある分野において優れた才能を発揮する人々のことを指している。もちろん、B 氏も「釣り名人」

18) ここで「近接」という概念は、菅原 [1993: 197] から借用した。

としてこの町における「長老」あるいは「顔役」の一人であると認知されているという。実際の実働部隊である若手の実行委員たちは、河口堰建設反対運動をするうえでもふだんからこれらの人々に顔をつきあわせて、何か運動に関わる事業を遂行するとき、事前にお伺いをたてておかなければ「後がうるさい」とだと語っている<sup>19)</sup>。この例として、B氏自身の運動戦略を評価するA氏の発話に耳を傾けてみよう。

【語り4】取引しちゃうんですよ、すぐ  
に・・・。特定の有力者の人と話にいくんですよ、そのなかで決めてくるんですよ。で、例え  
ば、そういうことをして決まったことをまた違  
う人のところへいって「実はこうこうこうい  
う話ができた。おまえも一口乗らんか」みたいな話をしてくる。それは、ものすごくまずいと思  
うんですよ。

ここでA氏が何を言っているのかというと、B氏自身が、「川を守る会」における何らかの戦略を遂行しようとするとき、町においてある分野に精通した人物（「重要人物」すなわち「顔役」「長老」のこと）に相談し、そこで密かに手を打ってしまうということである。A氏は、これを「頂上作戦」と呼び、このような「有力者との取引」になじめなかったと語っている。

これまでの【語り】から読みとれるものは、「新・川を守る会」「清流スクール」の人々は、運動の内外を問わず「顔をつきあわさなければなら

ない」「何ものごとをおこなうとき、顔役（あるいは、世話人、長老）に対してお伺いたてなければならない」という近接ルールの存在を推論していることである。そして、「清流スクール」側は、この近接ルールをとるに足らないものとして位置づけ、「新・川を守る会」側がこのルールを尊重して運動を進めることに対する「非合理性」を訴えている。一方の「新・川を守る会」側は、A氏がこの近接ルールを無視していることを問題にしており、このルールに従わないことに対して「非合理性」を訴えている。

両方の成員は、近接ルールを語ることで、IVでふれた分裂の事実報告・自分たちの運動理念の語り・相手方の動機の分析に比べて、より深化したかたちで合理性と非合理性を呈示することができると解釈している<sup>20)</sup>。このことは、第三者（筆者）が「感情的」「だだっ子」「非常識」などの語彙にさらなる説明を求めるによって、IVでふれた報告・語り・動機分析で呈示された合理性と非合理性のレベルが括弧に入れされ、さらなる深化した方法（近接ルールを語ること）によって新たなレベルの合理性と非合理性を呈示して第三者を説得し直さなければならないことを意味している<sup>21)</sup>。

だが、ここで合理性と非合理性のレベルが深化したからといって、「分裂の原因が実は近接ルールを尊重するグループとそうでないグループの捉え方の違いである」という因果論は、括弧に入れされなければならない。なぜならば、研究者は、これらの語りを実際に「近接ルールの捉え方の違い（近接ルールへの服従／からの逸脱）→分裂」とい

- 19) 「新・川を守る会」の実行委員によれば、その反面で世話人たちは、彼らにとって利用できる存在でもあるという。なぜならば、実行委員たちは、様々な活動を行うとき、あるいは「川を守る会」内部で何かトラブルが発生したときに、代表世話人あるいは世話人たちに相談をもちかけ何らかの対処法を教えてもらうことができる。ときには、資金面で活動が困難になった場合、彼らは、世話人たちのポケットマネーを当て込むことができる。彼らによれば、ある意味で世話人たちをたてておきさえすればそれでよいという。
- 20) ここでなぜ近接ルールを語ることが両方の成員にとって「深化したかたち」なのかといえば、両方の成員が分裂の事実を報告し・自分たちの運動理念を語り・相手方の動機を分析した後で、「実は」「根本的に」「本当のことを言うと」「さっきは言いませんでしたけど」などと前置きをしながら、近接ルールについて語っていたからである。
- 21) つまり、彼らにしてみれば、筆者に対して分裂の事実を報告し、自分たちの運動理念を語り、相手方の動機を分析することで「自分たち=合理的／相手方=非合理的」という定式を筆者に納得させることができなくなってしまった。しかし、筆者が、彼らの報告・語り・分析のなかで用いられている語彙にさらなる説明を求めてきた。このため、彼らは、筆者がこれらの語りを「まだわかっていない」と判断し、「実は」「根本的に」などと前置きをしながら「川を守る会」の活動の外延に広がる日常生活の側面から相手方の非合理性を呈示したと考えられる。

う因果図式で理解すべきではなく、人々の「解釈過程」「解釈実践」「推論」にすぎないと理解すべきだからである。すなわち、ここでは、何らかの分裂があった後<sup>22)</sup>で「近接ルール」が今・ここでの「分裂」を構成するものとしてもちだされたにすぎないのだ<sup>23)</sup>。そして、彼らは、「そういえば」とか「今から考えれば」などのような言葉を挿入しながら、自分たちのグループがいかに合理的であったのかを示す根拠として近接ルールを（肯定的であれ否定的にあれ）利用する。例えば、「清流スクール」側のある成員はこう語る。

**【語り5】**あのーだいたい、人間って気の合う者とそうでない者は、同じ言葉を言ったって、どうもなしにおる者と腹を立てる者、同じ言葉を言ってもね、うん、それと一緒になんですね。やっぱり、その前になんかあるんですよ、後からいろいろ思ったんですけども、その前にありますね、問題は町長選だけやなしにその前からきてますね、あれはやっぱりひとつのきっかけだけでその前からありましたね。

ここでは、「その前になんかあるんですよ」と語ることによって、「気の合う者とそうでない者」をうみだすとされる近接ルールの存在を示唆している。また、「新・川を守る会」のある成員も次のように語った。

**【語り6】**あのね、結局あまりつきあいはなかったというのが現実ですよね。あまり好きじゃないんですよね、Aさんもそういうところは、そういうつきあい、ま、今の実行委員ちょっとまあ異常だけども、ああいうのがいいとは僕も思わないけれども・・・〔中略〕実際個人的に一緒に酒飲んだりとかっていうことも一切なかった

しね、その「川を守る会」のなかで何かあれば飲むこともあるけど、実行委員みたいにプライベートでも一緒に酒飲んで話してっていうのは、少なかったね、で、不思議なことにね、この別れたメンバーっていうのはやっぱりつきあいなかったんですよ、C、D、Y〔地区〕の人でしょ、Eさんって全く新しい人、FさんZ村の人、で、AさんはX町の人だけでも新しく来た人、もー偶然かなんかわかんないけど、やっぱりそういう部分つきあいはあんまりなかったという、薄かったですよね、この人たちとは後から思えば、だから、まあ、そういう部分で腹割って話してなかったと若干あるかなー、だからこう決定的になっちゃったんですよね。

ここでは、現在の「新・川を守る会」の成員は別れた「清流スクール」側の成員との近接がなかったと回顧的に語られている。それは、データのなかで「後から思えば」「不思議なことにね」「偶然かなんかわかんないけど」といった発話から読みとることができる。さらに、彼は、お互いに近接がなかった根拠として「現にX町に住んでいるのか否か」あるいは「『川を守る会』において新入りか古株か」「X町にずっと住んでいたか、それとも移住してきたのか」という基準を事後的にもちだしている<sup>24)</sup>。

つまり、これらの語りから明らかなことは、「清流スクール」側も「新・川を守る会」側もともに近接ルールを利用しながら、「川を守る会」の分裂を構成していることである。この近接ルールは、「新・川を守る会」側の独占的「所有物」ではない。同時に、それは、「清流スクール」側にとって手の届かない「非所有物」でもない。近接ルールは、両者にとって利用可能である。そこで両者は、会の分裂そのものが「合理的な選択だった」

22) ここでいう「何らかの分裂があった後で」という表現は、あくまでも人々の「解釈過程」「解釈実践」「推論」を表しているのにすぎないのであって、筆者は「本当に分裂があったかどうか」に関心はない。

23) 近接ルールが今・ここでの「分裂」というリアリティを構成するものとして用いられていることについては、ウィーダー〔Wieder, 1974=訳、1987〕の議論に近い。ただし、ウィーダーは、研究対象の外部からもちだされた概念（本稿でいう「近接」）をあてがうことはしていない。

24) 「近接のなさ」の根拠としてもちだされる基準には、【語り6】に現われている以外のものがある。例えば、現「新・川を守る会」会長は、「Bさんの意見というのは大きかったやろうし、ま、僕は違うかもしれないけど、Bさんとこ系で入った人やんな、ああいう人にはBさんの意見というのは絶対っていうことあるもんね」と語っている。つまり、ここでもちだされている他の基準とは、「誰の紹介で会に入ったか」である。

ことを根拠づけるために近接ルールを利用することによって、今・ここにおいて分裂を構成している。分裂は、客観的に既にそこにある事実ではなく、人々によって不斷につくられるのである。

## VI 結語

本稿では、岐阜県X町で活躍している長良川河口堰建設反対派のメンバーの語りを対象にしながら、「運動の分裂」という事実を説明されるべき現象として論じてきた。得られた知見は以下のとおりである。「運動の分裂」という事実は、唯一の・客観的に・既にそこにあるものとして存在していない。分裂の事実を語ること（分裂の事実認識）は、研究者を含めた第三者に対して自分たちのグループがいかに「合理的」であり、別れた相手方のグループがいかに「非合理的」であるかを呈示するための根拠として存在する。そして、両方のグループのメンバーは、「自分たち=合理的／相手方=非合理的」という定式を支えるための根拠として自分たちの「合理的な」運動理念や相手方の「非合理的な」行動の背後にある動機を分析しようとする。さらに、第三者が、動機分析に使われた語彙（「感情的」「だだっ子」「非常識」）にさらなる体系的な説明を求めてきたとき、彼らは、それぞれが想定した近接ルールを（肯定的にであれ否定的にであれ）根拠として語ることによって「自分たち=合理的／相手方=非合理的」という定式を支え、今・ここにおいて「運動の分裂」を認知的に構成するのである。

最後に、本稿の今後の課題は、以下のことがあげられよう。運動の分裂がメンバーの語りによって不斷につくられるならば、分裂の事実報告・運動理念の語り・相手方の動機分析・近接ルールの利用以外の方法があるのかどうか。そして、分裂を語るメンバーと研究者の相互作用は、いかにして「分裂」

をつくりだしているのか<sup>25)</sup>。また反対に、社会運動における「分裂」とは対極に位置するとされる「参加／団結／結合」という事実は、運動のメンバーによっていかにして語られるのか。あるいは、それらの語りのなかで、メンバーは、何をもって「参加／結合／団結している」という根拠を与えるのか。これらの課題は、稿を改めて論じることにしたい。

### 引用文献

- 足立重和 1994 「〈語り〉のなかの社会運動—説得技法としてのレトリックー」『現代社会理論研究』4：107-118。  
 ———・工藤宏司・平英美・馬込武志 1993 「構築主義の可能性—Comments on NAKAGAWA—」『大阪教育大学紀要』第II部門42-1:15-40。  
 Best, J. 1987 Rhetoric in Claims-Making, *Social Problems* 34 : 101-121.  
 Gusfield, J. R. 1981 *The Culture of Public Problems*, The University of Chicago Press.  
 ——— 1984 On the Side, J. W. Schneider & J. I. Kitsuse (eds.) *Studies in the Sociology of Social Problems*, Ables : 31-51.  
 堀川三郎 1989 「小樽運河保存運動の分裂過程—運動理念の変遷と展開ーー」『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』30 : 111-128.  
 Ibarra, P. R & J. I. Kitsuse 1993 Vernacular Constituents of Moral Discourse, J. A. Holstein & G. Miller (eds.) *Reconsidering Social Constructionism*, Aldine de Gruyter : 25-58.  
 神谷国弘 1983 「ダム建設をめぐる地域社会の解体と再編成」関西大学下笠・松原ダム総合学術調査団編『公共事業と人間の尊重』ぎょうせい : 314-344。  
 松原治郎・似田貝香門編著 1976 『住民運動の論理—運動の展開過程・課題と問題点ー』学陽書房。  
 中河伸俊 1995a 「『有害マンガ』と社会問題のレトリック—道徳的ディスコースの事例研究ー」日本社会病理学会編『現代の社会病理』IX 埼内出版 : 117-150。  
 ——— 1995b 「構成主義の感情論」船津衛・宝月誠編『シンボリック相互作用論の世界』恒星社厚生

25) 本稿では、「メンバーの語りによって分裂が構成される」と言っておきながら、その語りの場に調査と称して居合わせた筆者自身と情報提供者との相互作用が全く記述されていない。これは大きな課題である。また、筆者は、本稿を執筆している「今・ここ」において筆者が「川を守る会」を分裂させているのではないかと危惧している。特に、この筆者の危惧は、両方のメンバーが分裂について激しく語った後に別れた相手方に対して「同じ目的に向かっているのだから・・・」とフォローを入れるときに強まってくる。この「分裂」を語った後のフォローについては、別稿を用意したい。だが、ここでいわゆる「自己分析」に向かうよりも、筆者は、本稿が情報提供者のものへ還元されたとき、彼らのリアクションなり、クライムなりが本稿の分析を相対化させ、また発展せざると考えている。このような作業を筆者は厭わない。

閣。：198-211

Pollner, M. 1975 The Very Coinage of Your Brain,

*The Philosophy of the Social Science* 5: 411-430.

=1987 「お前の心の迷いです」 H. ガーフィンケル

他著、山田富秋・好井裕明・山崎敬一編訳『エスノ

メソドロジー』せりか書房：39-80。

——— 1987 *Mundane Reason*, Cambridge University Press.

Spector, M. B. & J. I. Kitsuse 1977 *Constructing Social*

*Problems*, Commings.=1990 村上直之・中河伸

俊・鮎川潤・森俊太訳『社会問題の構築』マルジュ

社。

菅原和孝 1993 『身体の人類学』河出書房新社。

鵜飼照喜 1992 『沖縄・巨大開発の論理と批判』社会

評論社。

Wieder, D. L. 1974 Telling the Code, R. Turner (ed.)

*Ethnomethodology*, Penguin : 144-172. =1987

「受刑者コード」 H. ガーフィンケル他著、山田富

秋・好井裕明・山崎敬一編訳『エスノメソドロ

ジー』 せりか書房：155-214。